

感対第627-1号  
令和7年11月17日

県内医療機関 管理者様

埼玉県保健医療部長 繩田 敬子  
(公印省略)

### 令和7年度 年末年始における医療体制の確保について（依頼）

本県の保健医療行政の推進について、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年末年始等の長期休暇における医療体制の確保につきましては、例年御協力をお願いしております。

さて、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection：ARI）については、感染流行状況把握および未知の感染症を含む幅広い感染症の迅速な実態把握を目的に、今年4月7日より感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となりました。

本県における季節性インフルエンザは、昨年度に比べ、早期から感染者数が増しており、第39週に流行期に入り、第43週に定点当たり報告数が10人を超えたため、10月29日に流行注意報を発令しました。さらに、第45週には45.78人と急拡大がみられ、11月12日に流行警報を発令しております。

また、厚生労働省は、11月10日に急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和7年厚生労働省告示第296号）を告示し、11月11日から適用しています。これに基づき11月12日に、厚生労働省からインフルエンザ流行を含む「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」の事務連絡がありました（別添資料参照）。

年始年末の長期休暇では、外出機会が増加し、多様な感染症の拡大が懸念されます。また、通常とは異なる診療日や診療時間の変更、休診の医療機関が重なることが予想されるため、医療体制の確保が重要な時期となります。

つきましては下記のとおり、令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの年末年始において、急性呼吸器感染症（ARI）総合対策を含む外来医療体制の確保および診療体制の照会等について、何卒御協力賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 外来医療体制の確保について

- 新型コロナウイルス感染症は、令和6年4月より自律的な通常の対応に移行しております。発熱患者等については、幅広い医療機関による御対応をお願いいたします。
- 厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（ARI）において、令和7年11月12日付け事務連絡「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」が発出されました。つきましては、厚生労働省より送付の別添資料1～5を参考に、御対応をお願いいたします。
- 年末年始に予想される各医療機関の医療体制の変更や縮小に備え、発熱患者等への診療に御対応いただけるよう、適切な御準備をお願いいたします。
- 診療が困難な場合には、診療可能な医療機関への依頼、他医療機関への御案内・紹介等、適切な御対応をお願いいたします（※）。

※「令和7年度 年末年始の医療機関受診について（令和7年12月23日（火）県ホームページ公開予定）」

### 2. 年末年始に発熱患者等の診療を行う医療機関の県ホームページへの掲載について

- 年末年始（令和7年12月27日（土）～令和8年1月4日（日））は、診療日や診療時間の変更、休診となる医療機関が重なることが予想されます。県では、年末年始においても、外来診療を必要とする方が安心して医療機関を受診できるよう、発熱患者等の診療を行う医療機関の情報を集約し、県ホームページで公開させていただく予定です。
- 貴院で対応が困難な方について、診療可能な他医療機関への依頼や御案内、紹介等の一助としてください。
- 年末年始の診療日および診療時間、問い合わせ先について、県ホームページへの掲載が可能な場合は、令和7年12月12日（金）17時00分までに以下のURL又はQRコードから御回答をお願いいたします。
- 令和7年度年末年始における発熱患者等の診療状況について（照会）  
URL  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=106211](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=106211)

## QRコード



### [照会項目]

- ・ 医療機関名
- ・ 医療機関所在地、郵便番号、問い合わせ先
- ・ 令和7年12月27日（土）～令和8年1月4日（日）の発熱患者等の診療日、診療時間
- ・ 小児、妊婦への対応の有無

## 3. 第二種協定指定医療機関の皆様への御願い

### （1）上記1の外来医療体制の確保への積極的な協力

- 感染症法に基づき第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うもの）の指定を受けている医療機関につきましては、同指定が診療報酬における外来感染対策向上加算等の施設基準（\*）の一つとされていることも踏まえ、上記1の外来医療体制の確保について積極的に御協力くださいますようお願いいたします。
- 感染症法に基づき第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うもの）の指定を受けている医療機関につきましては、同指定が診療報酬における外来感染対策向上加算等の施設基準（\*）の一つとされていることも踏まえ、上記1の外来医療体制の確保について積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

#### （\*）外来感染対策向上加算等の施設基準（一部抜粋）

「当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受け入れを行う旨を公表し、受け入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。」

### （2）外来ひっ迫状況に係る医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力について

- 感染症の流行局面においては、全県で外来ひっ迫に対する状況の共有が重要であり、また、正確な状況把握は、県民への適切な注意喚起を通じた感染拡大の防止や、拡大防止による医療体制の維持におきましても重要と考えております。
- 引き続きG-MISを通じた調査（G-MISへの入力）について御協力くださいますようお願いいたします。

## 4. 医薬品について

- 新型コロナ等の治療薬や対症療法薬として使用される経口抗ウイルス

薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸について、感染拡大下にあっても、当該医薬品を必要とする患者に対し必要な医薬品が広く行き渡るよう、医療機関においては、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う範囲内で御購入いただきますようお願いいたします。

- また、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきますようお願いいたします。
- 医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

#### 【厚生労働省ウェブサイト 医療用医薬品供給状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/koohatu-iyaku/04\\_0003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/koohatu-iyaku/04_0003.html)

- 対症療法薬については、厚生労働省が「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番）」を設けておりますので、御活用ください。

#### 【厚生労働省ウェブサイト 医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番）について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29794.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html)

#### 5. 抗原定性検査キットについて

- 抗原定性検査キットについては、感染拡大に備える観点から、医療機関においては、一定期間内に必要となる数量を見据え、必要な量を計画的に発注していただくようお願いいたします。
- 発注に当たりましては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注は控えていただくようお願いいたします。
- 供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮していただきますようお願いいたします。
- 各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸販売業者における取扱状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

#### 【厚生労働省ウェブサイト 各製造販売業者における新型コロナウイルス等の抗原定性検査キットの在庫状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37927.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37927.html)

#### 【厚生労働省ウェブサイト 抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び

#### 各医薬品卸販売業者における取扱状況】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

【問い合わせ先】保健医療部

<通知全般に関すること>

担当：感染症対策課 感染症担当

連絡先：048-830-7330

メール：[a3510-17@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3510-17@pref.saitama.lg.jp)

<医薬品の流通状況に関すること>

担当：薬務課 販売指導担当

電話：048-830-3622